

特別企画展「大阪の近代化と町 ―水帳から公文書へ―」（1/27～3/1）出品リスト

ごあいさつ

本展は、江戸時代の町人身分の共同体であった町が、明治以降の近代化の過程でどのように変化したのかを、明らかにしていきます。

第1章では、豊臣秀吉による城下町建設を振り返りながら、大阪における町の成立過程について、考古資料や絵画資料を中心に確認します。第2章では、江戸時代に成熟した町共同体の様々な機能について、町独自の法である町式目など、もともとは町に残された文書を中心に確認していきます。そして第3章では、町が近代化によって受けた変化について、町ごとに作成された土地台帳である水帳の機能の変化や議会としての町会の開設などに注目して明らかにします。

以上を通じて本展では、明治12年から13年（1879～1880）にかけて確認される以下の変化に注目します。

1. 水帳における土地所有者名義の切り替え作業（帳切）が終了すること。
2. 町に町会という議会が導入されたこと。
3. 水帳が町の管理を離れたこと（その後、水帳は区役所で公文書として保管されます）。

この一連の変化を、本展では町共同体の解体過程と理解し、このような変化をもたらした近代化の意味について考えます。あわせて、近年の気候変動とパンデミックという状況のなかで、町という共同体を取り上げる今日の意味についても触れることにします。

最後となりましたが、本展開催にあたり、貴重なご所蔵品を快くご出陳いただきましたご所蔵者の皆さまに心からお礼申し上げますとともに、ご協力を賜りました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和3年（2021）1月
大阪歴史博物館

* 資料名後の※は大阪市指定文化財を、○は2月15日（月）までの展示品を、☆は2月17日（水）からの展示品を示す。末尾に基本用語集と表を付けた。参照されたい。

プロローグ ―町は明治13年に姿を消した！？―

“明治13年（1880）11月に至って町はひとまず名と姿とを消してしまった。” 鯉谷中之町という大阪の町が、昭和17年（1942）に自らの歴史を振り返った書物の中に、このような趣旨の文章がある。本展では、この文章を「明治13年に身分共同体としての町が解体された」と理解して、町の解体過程を確認することにしたい。まず、ここでは、この書物執筆に際し、いかなる史料が参照されたのかを確認しておきたい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
鯉谷中之町の今昔	昭和17年（1942）	本館蔵	1	太平洋戦争期に鯉谷中之町の町内会（町会）が、明治初年からの町の歴史をまとめたもの。町自身による町の歴史書としては大阪ではほとんど類例がない貴重なものである。本書のなかに、町が「（明治）十三年十一月に至って一先づ名と姿とを消してしまひました」（118頁）という一文がある。
（パネル）鯉谷中之町附近新旧町名町域図		出典：『鯉谷中之町の今昔』		鯉谷中之町（斜線部分）という町は、江戸時代には存在せず、明治5年（1872）に大阪市中で実施された町域再編によって誕生した町である。赤線で囲まれた長堀茂左衛門町（本図2）、長堀次郎兵衛町（同3）、長堀心齋町（同4）、鯉谷二丁目（同8）の各町域の一部と高間町（同9）とが合併してできた町である。
（パネル）南区役所が所蔵していた水帳		出典：『鯉谷中之町の今昔』		鯉谷中之町町会が町史を作成する際、参照したのが、同町を構成していた旧五町の水帳や明治7年（1874）作成の分水帳である。町会は、この当時、これらの水帳を南区役所から借用している。しかし、水帳は本来町が所有・管理していたものである。いつから区役所が所蔵するようになったのであろうか？
（パネル）同盟社の積立金収支勘定帳		出典：『鯉谷中之町の今昔』		同盟社は鯉谷中之町「最古の私的団体」。明治16年（1883）に「家持町人ばかりで」結成された（後に「一和社」と改称）。江戸時代の町では町人たちが定期的に寄合を開いたから、同盟社結成はその「再開」と位置づけられる。しかし、同町でも戦時町内会が結成されることによって昭和14年に休会に追い込まれた。
（パネル）現在の鯉谷中之町				かつての鯉谷中之町は、現在の中央区東心齋橋1丁目と同心斎橋筋1丁目の一部に相当し、大阪を代表する繁華街ミナミを構成する。同町は、浄瑠璃や歌舞伎の演目「桜鐙恨鮫鞘」の舞台として、また、かつては合衆人参三臓門を販売する吉野五運店の所在地として知られる。同店があった場所は、現在ホテルが建つ。

第1章 町の形成 ―秀吉による城下町建設から道頓堀の開発まで―

大阪における町共同体の歴史は、豊臣秀吉による城下町建設から始まる。この秀吉期から江戸時代初期にかけての期間は、町に関する資料がとても少ない。本章では、限られた資料のなかから、まず考古資料と美術資料などを通して秀吉期の町の実態に迫る。次に、大坂の陣後の道頓堀開発に関する資料を紹介しながら、江戸時代初期の特権的町人のありように触れるとともに、この時期の都市開発（町共同体成立）の困難性を浮き彫りにしたい。

1-1. 出土資料などからみた大坂城下町

秀吉による大坂城の建設は、天正11年（1583）から開始されるが、その城下町は当初、上町台地に沿って南北方向に建設された。南・北平野町城下町、上町城下町、天満城下町である。しかし、秀吉は亡くなる慶長3年（1598）に船場の開発を始め（船場城下町）、建設の軸が南北方向から東西方向へと転換した。ここでは、この転換も意識しながら、考古資料と美術資料から、この時期の町と町人の実態に迫りたい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
「六丁目」瀬戸美濃焼丸碗		大阪市教育委員会蔵	1	旧大阪市立体育館敷地（現当館敷地）内から出土したもの。底面に「六丁目 妙善 井ツハラ 卯ノ年折」という墨書がある。このうち、「卯ノ年」は天正19年（1591）とされる。さらに秀吉期の上町城下町の一町あたりの丁数が6であった可能性が高いことから、特に「六丁目」の墨書が目目されている資料である。
（パネル）「道正谷七丁目」木簡		公益財団法人大阪府文化財センター提供		大阪府警本部庁舎建て替え工事に伴う調査で発見されたもの。慶長19年（1614）12月に大坂城馬出曲輪の堀を埋めた土から見つかったことから、豊臣末期に道修町七丁目が存在していたことを示す（「道正（修）谷」は道修町の古称）。裏面には「あふらや 宗兵衛」の墨書がある。
町人屋敷跡から出土した桃山陶磁	豊臣後期ほか	大阪市教育委員会蔵	7	いずれも中央区高麗橋一丁目の町人屋敷跡から出土したもの。大坂から出土した桃山陶磁の特徴は、大名屋敷であっても町屋であっても、出土品に大きな差を見いだすことができず、ひじょうに均質な姿をみせるという点にある。屋敷ごとに趣味や嗜好を反映して出土品に差がある同時代の堺とは対照的なのである。
武家屋敷跡から出土した桃山陶磁	豊臣前期	大阪市教育委員会蔵	3	旧大阪市立体育館敷地（現当館敷地）内の武家屋敷跡から出土したもの。李朝白磁については、同時期の町屋敷跡からも出土している。ベトナム白磁碗は、「六丁目」丸碗と同じ土壌から出土したもので、16世紀末から17世紀初頭にかけて日本にもたらされたもの。同様のものは、堺などからも出土している。
京・大坂図屏風（大坂図）○	江戸時代中期頃	本館蔵	1	豊臣政権期の大坂と京都を対置させて描いた六曲一双の屏風のうちの右隻。大坂城が五層にわたり描写され、第二層上段に四天王寺、第一層上段に住吉がそれぞれ描かれる。城内の舞台を奥の御殿から眺める公卿は豊臣秀頼と推定される。城周辺では、城下町建設を連想させる石曳きや闊歩する南蛮人が描かれ、大坂の活況を表現する。
京・大坂図屏風（京図）☆	江戸時代中期頃	本館蔵	1	豊臣政権期の大坂と京都を対置させて描いた六曲一双の屏風のうちの左隻。市中が祇園会の祭りに沸くなか、豊国社と方広寺大仏殿が中央に大きく配置され、大坂図同様に豊臣政権期の建造物をクローズアップして理想化する。大坂夏の陣の後に豊臣政権を追慕する目的で制作された原本を、江戸中期に転写したものとする。

1-2. 大阪実測図の世界

秀吉による城下町建設について論じる際によく参照されるのが、明治21年（1888）刊行の「大阪実測図」という近代的な測量に基づいて作製された地図（縮尺五千分の一）である。ここでは、近代都市大阪の出発点（同時に近世都市大阪の最終形態）を示すこの地図を紹介しながら、①上町台地に沿って南北方向に建設が進められる段階と、②東西方向に建設が進められる段階という、城下町建設の二つの段階のそれぞれの特徴を確認したい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
大阪実測図（大阪市中南東部）	明治21年（1888）	本館蔵	1	秀吉による城下町建設は、当初上町台地に沿って南北方向を軸に開始された。四天王寺の北側に見える北平野町と南平野町がその痕跡である。道をはさんだ両側に奥行き二十間（約40メートル）の短冊形の屋敷地割りが続いている。この町割は、天正11年（1583）時点で終わっており、堺まで拡張する計画であったという。
大阪実測図（大阪市中北東部）	明治21年（1888）	本館蔵	1	秀吉最晩年の慶長3年（1598）に船場の開発が始まる。実測図を見ると、船場は、東西・南北それぞれ四十間（約80メートル）の正方形の街区から構成され、きれいな碁盤目状になっていることがわかる。伏見町付近で目が崩れている理由については、開発の段階差説や開発以前の街区の影響説が出されている。

1-3. 道頓堀開発と安井家文書

道頓堀川は江戸時代初めに開削され、その両岸が町として開発された。これが現在の繁華街・道頓堀の出発点である。ここでは、道頓堀開発に関わり、大坂三郷の南組惣年寄をつとめた安井家に残された安井家文書と、その一族に残され、近年発見された新出安井家文書を紹介しながら、町共同体創出の困難性を浮かび上がらせるとともに、町創出とほぼ同時期に水帳が作成されることも紹介し、町と水帳との不可分な関係について確認したい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
安井家由緒書※	寛文10年(1670)	本館蔵	1	南組惣年寄安井九兵衛(幽ト)が、道頓堀川沿いの八町(組合八町)を支配する由緒を記す。慶長17年に安井九兵衛(幽トの父道ト)らが、幕府から表間口の全長28町の土地をもらい、両岸を開発したこと(第一条)、八町の年寄は道トが任命し、水帳には道トも押印し、水帳絵図も一枚にまとめ提出したこと(第五条)が記される。
道頓堀各町の水帳	明暦元年(1655)	個人蔵	11	道頓堀川大絵図とともに作成された水帳で、安井家と特別な関係にあった11町分が残る。このうち7町は、水帳に安井九兵衛(道ト)と平野徳寿が奥判している町で、これが由緒書にある「組合八町」である。残りの4町は、安井九兵衛が年寄をつとめる町。「写」とは言え、明暦期水帳の特徴を伝える貴重な史料。
道頓堀川大絵図	個人蔵	明暦元年(1655)	1	道頓堀川の開削工事は、東横堀川と木津川を結ぶため、慶長17年(1612)から始まり、元和元年(1615)に終了した。工事に伴い川の両岸が町として開発されたが、この絵図には、それぞれの町における屋敷の大きさや所有者が記される。いずれの町も開発に関わった安井家と平野家が特別な関係を持った町であった。
道頓堀川屋敷	元和7年(1621)	個人蔵	1	この帳面には、191筆分の屋敷について、その表間口と裏行の間数および所有者名が記される。191筆の表間口の合計が約28町であることから、由緒書にある28町が、開削された堀の長さではなく、町割された空間の表間口の合計であったことが判明した。道頓堀の東西の端に行くほど開発が進んでいないこともわかる。
道頓堀やしき間敷之帳	元和9年(1623)	個人蔵	1	188筆分の屋敷について表間口などの間数とその所有者が記される。配列順は「道頓堀川屋敷」と同じ。11筆分については、「あき(明)やしき」などの記載がある。いずれも、道頓堀の東西の端の方に位置する屋敷であり、これらの地域で、町屋の建設が進まず、明屋敷化が進行していたことがわかる。
道頓堀明屋敷鈴木三郎九郎殿へ渡申帳	寛永8年(1631)	個人蔵	1	道頓堀の開発はなかなか進まなかったようで、家が建たない「明屋敷」が年貢を納める土地とみなされ、幕府直轄領(代官鈴木三郎九郎)となった。この帳面は、町奉行所の支配を離れ、直轄領となった場所22件を書き上げたもので、表間口の総計は682間におよぶ。当初の開発地の1/3程度が年貢地となったのである。
指上申一札之事	寛永17年(1640)	個人蔵	1	大和屋二郎左衛門が、道頓堀川沿いの町屋敷のうち、開発が進まず年貢地となった場所に家を建てたいと願い、従来通り年貢を納めること、および本人がその家に居住することを条件に認められた。大坂町中は寛永11年に地子免除となったが、明屋敷化を懸念した措置であろうか、再開発地は年貢地のままとされたのである。
道頓堀芝居棧敷札つき煙草盆	文政3年(1820)	本館蔵(浅井朝雄氏寄贈)	1	寛永17年に再開発が始まった地域は、その後、安井家が芝居小屋を誘致した結果、芝居町として繁栄するようになった。小屋所有者たちは、各小屋に安井家専用の観覧席「安井敷敷」を設けていたが、後に安井家が辞退したため、代わりに観劇の便宜をはかるための棧敷札を交付した。本品は、その棧敷札を再利用したものである。

第2章 町の成熟 —町の運営と機能—

本章では、まず、家屋敷(土地)の売買や譲渡に町の同意が必要であるという家屋敷取得規制が町の機能の中核に位置することを確認する。次いで、家屋敷所持者である家持(町人)の名前を登録するために町が作成した水帳が、町が管理する文書群のなかで最も大切に保管された文書であることを明らかにする。最後に近世大坂の町が残した膨大な文書史料の一部とその保管のありようを紹介し、成熟した町共同体の姿の一端を示したい。

2-1. 町法と町の運営

町では、構成員である町人同士が話し合っ「町式目」などと呼ばれる、独自の法(町法)を作り、その町法に基づいて町は運営された。大坂では、多くの町法が残されているが、それらに共通して見られるのは、家屋敷(土地)の売買に町の同意が必要であるという家屋敷取得規制に関するものである。ここでは、町法だけでなく、町人の代表者として町運営を中心的に担った町の年寄に関する史料も紹介し、町運営の実態にも迫りたい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
金沢町町内式目定帳	文化5年(1808)	大阪府公文書館蔵	1	右頁で、「宗旨巻」と呼ばれる証文に家持全員が毎月押印する日時などが定められ、左頁では以下のことが記される。①家屋敷が売られる場合、買い主については、町内から入念に調べ、町人たちに相談の上、決めること。②他町の者が家屋敷を購入した場合、隣町の者でも代理人である家を置き、家持の義務を果たすこと。
菊屋町永代式目定	文政7年(1824)	本館蔵(白井清一郎氏寄贈)	1	菊屋町(現中央区)では、町内の家持らの商売のさまたげにならないよう、町内でこれまで行われている商売と同じ商売を新たに始めることを禁止した。あわせて、町内の家屋敷を買い求め、引越して来る者についても、適切に対応することも決めた。町は、町人の営業や財産を守るため、家屋敷の取得や新規営業を規制した。
御池通五丁目町内格式申合帳	宝暦4年(1754)	大阪府立中央図書館蔵	1	第12条目で、漆喰の製造をする石灰焼商売や茶屋・風呂屋商売をする者などに家屋敷を売ることを禁じている。御池通五丁目(現西区)を含む堀江新地では茶屋営業が認められており、実際同町は遊女商売を黙認された茶屋が集中していた地域であったが、それらの茶屋はいずれも借屋人が営業していた。
南米屋町町内式目申合帳	天保4年(1833)	大阪府立中央図書館蔵	1	冒頭に、「御一新」によって町式目に規定された様々な祝儀が廃止され、さらに明治3年(1870)に町内一統が相談して、式目のうち朱書で抹消した部分を廃止したとある。維新後も町の寄合が存続し、また一部が廃止されたというものの町法が有効であったことがわかる。この式目を南区役所が旧蔵していたことも注目される。
雛屋町町内諸用記	天保13年(1842)	本館蔵	1	雛屋町(現中央区)の年寄天満屋六治郎が、年寄として扱った諸問題を整理・分類して記録したもの。自分の年寄就任経緯も記される。前任者病没後、同町では、惣年寄に候補者をあげるため、町内の家持による入札が行われた。その後、3名に対する惣年寄の面接を経て、惣年寄から最上位の天満屋が年寄に指名された。
町年寄改選一件	安政6年(1859)	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	西高津新地五丁目と同六丁目(現中央区)の年寄を兼帯していた錢屋林兵衛が、安政5年に病気を理由に退任した。翌年、両町の町人39名が集まり、後任候補者を決める入札が行われ、上位三名の経歴を惣年寄に提出した。開いている頁には、後任となった南竹屋町(同前)に住む六丁目町人平野屋五郎兵衛の経歴が記される。
町年寄改選投票紙一揃	安政6年(1859)	大阪商業大学商業史博物館蔵	5	年寄候補者を決定するために西高津新地五丁目と同六丁目の町人たちが投じた札を、候補者ごとにまとめた非常に珍しいもの。その内訳は以下の通り。年寄となった平野屋五郎兵衛が22枚、木屋徳次郎(木屋徳二)が5枚、木綿屋四郎兵衛(木四郎)が5枚、他(山八様ほか)が3枚、「多分」(多数の者に投票)が4枚。
御池通五丁目年寄瀬戸屋九蔵行状書付	安政6年~文久2年(1859~1862)	大阪府立中央図書館蔵	1	19世紀から町年寄が職務精励を理由に町奉行所から褒賞される事例が多く見られた。これは、小林家文書中の一点で、文久2年に褒賞された瀬戸屋の行状を町がまとめたもの。瀬戸屋が尽力したとされる町内警備、病気の予防、貧民への救済、捨て子への対応などが記され、年寄に期待されたものがうかがわれる。
年寄瀬戸屋九蔵褒賞一件	文久2年(1862)	大阪府立中之島図書館蔵	1	菊屋町文書中の一点。文久2年の瀬戸屋褒賞時に、瀬戸屋が年寄を兼帯する御池通六丁目の町代太助が褒賞後の出来事を記したものである。開いている頁は、瀬戸屋の行状を記した箇所。小林家文書とほぼ同内容。他町の書類が菊屋町文書に含まれる理由は不明だが、前年の同町年寄大和屋忠三郎の褒賞と関係しているかもしれない。

2-2. 水帳と帳切

水帳とは、町作成の土地台帳のことで、家屋敷(土地)一筆ごとに所有者である家持の名前を登録したもの。所有者名など記載内容に変更があると、修正内容を記した紙を貼り付ける作業が定期的に行われた。この作業が「帳切」である。水帳には、家屋敷の広さ(間口と奥行)や役数なども記される。これらは町人が負担する様々な役や費用の基準となるものである。そのため水帳は、専用の木箱に収納されるなどして、大切に保管された。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
鋳屋町水帳と木箱	安政3年(1856)	本館蔵(松村恭一氏寄贈)	2	水帳には、家屋敷一筆ごとに、家屋敷の広さ(間口と奥行)と幕府に対し勤める役負担の基準(役数)とともに、その所有者名が記される。所有者が変わると、新所有者名を書いた張り紙を貼る、帳面の切り替え作業(帳切)が行われる。所有者名の変更には、家持たちの同意が必要であるから、張り紙は同意を得たことを意味する。

近江町水帳と木箱		本館蔵	9	近江町（現中央区）も銚屋町（同前）同様に木箱に水帳を保管していた。箱の底には、「張紙諸竊白」を記した紙が貼られる。大坂では、天明3年（1753）以降、この日に帳切が行われるようになる。大坂の水帳は、明暦以降、安政3年まで複数回作成されたが、近江町には元禄6年から文政8年まで計7回分の水帳が残された。
道修町三丁目水帳と木箱		大阪府立中之島図書館蔵	6	大坂の町は水帳を同時に3冊作成した。1冊は町が保管し、残りは町奉行所と三郷の惣会所に備えられた。道修町三丁目（現中央区）が安政3年に作成した水帳は、3冊とも残る珍しい事例。但し、現在の所蔵者はそれぞれ異なる。その内、中之島図書館所蔵の水帳群は、木箱が附属しており、安政水帳絵図は専用の袋に保管された。
道修町三丁目水帳	安政3年（1856）	大阪府立中央図書館蔵	1	
道修町三丁目水帳	安政3年（1856）	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	
北浜一丁目水帳	安政3年（1856）	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	中央図書館所蔵の1冊にはタイトル左横に「改正北巻」との朱書がある。大阪大学所蔵の水帳には「巻」の上に「弐」の紙が貼られ、さらに「改正北二」との朱書がある。これらは、明治5年（1872）の町域再編後、一方は新しく誕生した北浜一丁目水帳として、他方は同二丁目の水帳として使用されたことを意味する。
北浜一丁目水帳	安政3年（1856）	大阪府立中央図書館蔵	2	
大坂三郷町絵図	明暦元年（1655）	本館蔵	1	明暦元年作成の水帳にみえる町名・町域と本図の記載が一致することから、明暦元年に実施された大坂市中における町名・町域改定とそれに伴う水帳整備に連動して作成されたと考えられるもの。この絵図を北区役所が旧蔵していたことが注目される。明治以降、区役所が水帳を管理していたからである。
石町水帳	安政3年（1856）	大阪府立中央図書館蔵	2	石町（現中央区）の安政水帳も3冊残っている。中央図書館所蔵の水帳の1冊には、表紙に「壹丁目」という紙が貼られている。これは、明治5年（1872）以降、新しく誕生した石町一丁目の水帳として使用されたことを示す。3冊とも、表紙に二つの朱印が押されている。これは近代に公文書として管理されたことを示す。
石町水帳	安政3年（1856）	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	
居宅帳切入用控	文化13年（1816）	大阪府公文書館蔵	1	木綿問屋を営む丸屋（金井）作兵衛が、金沢町（現中央区）に家屋敷を購入した際に支出した費用が記される。冒頭の「弐拾分一銀」は、家屋敷の購入者が売買代銀の1/20（帳切銀）を町に対して支払ったもの。その他に町内の家持たち（丁中）や年寄、さらには町代やその家族にまで出銀する必用があったことがわかる。
近江町水帳絵図	宝暦3年（1753）	本館蔵	1	水帳と水帳絵図はセットで作成された。絵図にも水帳と同内容が記載され、水帳同様に帳切が行われるが、張り紙には年月日は記されない。末尾で町内の家屋敷の数（家数）と役数を集計され、町年寄と月行司が署判する。この近江町水帳絵図は水帳群とともに、幕末に年寄を勤めた池田（住吉屋）半兵衛家に伝わったもの。

2-3. 捨て子と町

江戸時代の大阪では、捨て子が発見された場合、捨て子の養子先を探す責任や、捨て子の養育料などは、町の負担とされた。また、町は大坂町奉行所に対して捨て子の「介抱届」や「養生届」、さらには「死亡届」など様々な届の提出を求められたため、それらの写しなど関係する文書を保管した。ここでは、道修町三丁目が残した捨て子関係の文書を紹介しながら、捨て子の養子先となった百姓の家の実情や、百姓と町との関係などに迫りたい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
一札	嘉永4年（1851）	大阪府立中之島図書館蔵	1	道修町三丁目に捨てられた男児（2歳ばかり）を、豊嶋郡牛立村（現豊中市）の百姓重蔵らが貰い受けて養育することを、道修町三丁目の年寄・月行司に誓約したものの。この事例のように、捨て子は周辺農村の百姓に貰われて養育されることが多かった。町は、百姓に養育料を支払って、養育義務を果たしたのである。
一札	嘉永4年（1851）	大阪府立中之島図書館蔵	1	貰主が見つからない場合、捨て子は養育年を限定して預けられた。これは、預り主となった南谷町（現中央区）に住む借屋人近江屋寅吉らが、当歳（0歳）の男児を10年間養育することを町の年寄らに誓約したものの。寅吉の女房は「乳汁（母乳）が沢山出る」とあり、こうした女性のいる家が養育先に選ばれた。
一札	文政12年（1829）	大阪府立中之島図書館蔵	1	文政7年に鳥飼屋惣助所有の借屋軒下に男児が捨てられた。百姓六兵衛が貰主となったが、鳥飼屋は、六兵衛が病死し、後家となったはやの依頼により、銭巻貴文の助力をした。鳥飼屋は、六兵衛存命中にも男児が病氣等の時には金を与えていた。捨て子養育義務のあった町（町人）は、養育料支払後も助力をする場合があった。
乍恐口上	天保9年（1838）	大阪府立中之島図書館蔵	1	町は、捨て子が死亡した際には不審点がないことを証明するため、このような死亡診断書を医師から受け取っていた。この時の捨て子は、洪川郡大蓮村（現東大阪市）の百姓に貰われたが、消化器の不調が治らず亡くなった。友井村（同前）の医師田上三益は、捨て子の名を「むめ」と記している。捨て子の名が判明する貴重な史料である。
捨子一件諸入用帳	文政13年（1830）	大阪府立中之島図書館蔵	1	文政13年4月26日に鳥飼屋猷造の居宅軒下に捨てられた男児（当歳）は、貰主が見つからないまま、同年6月16日に亡くなった。この帳面には、埋葬費など、この捨て子にかかった経費がまとめられている。表紙に「梅田墓所へ同日暮六ツ時送ル」とあり、捨て子が大阪七墓の一つである梅田墓に埋葬されたことがわかる。
（パネル）梅田墓		一般財団法人大阪市文化財協会提供		文政13年に道修町三丁目へ捨てられた男児は梅田墓に埋葬された。梅田墓は、江戸時代初期、天満周辺の散在墓所を、曾根崎村に移転させたのが始まりで、その後、現在の「うめきた」南西部に移転した。昨年の調査で発見された墓石や人骨は、無縁のものと考えられているから、捨て子はいまでもこの地に眠っているはずである。
（パネル）道修町三丁目文書中の捨て子一覧				捨て子の貰主や預り主となる夫婦は、捨て子が発見される前に、我が子を亡くしていた。しかも、その亡くした子の性別と、捨て子の性別が一致している。おそらく、捨て子を我が子の生まれ変わりとして育てようという夫婦の心が働いたのである。町の捨て子養育システムは、このような夫婦の思いに応えたのである。
（パネル）死に跡をすずめる口入人	文政13年（1830）	大阪府立中之島図書館蔵		文政13年に捨てられた男児の貰主候補者を、二人の口入人が書き上げたもの。いずれの候補者も、「死に跡」と言って、我が子を亡くしたばかりの者であった。女房の母乳が期待できるからである。明石屋喜兵衛紹介の候補者は女兒を亡くしている。口入人が、母乳を優先し、捨て子の性別に関心がなかったことをうかがわせる。

2-4. 道修町三丁目文書の世界

道修町三丁目文書は、「道修町三丁目組合」が大正10年（1921）に大阪府立図書館に寄贈した、総数約15,000点もの史料群である。ここでは、この膨大な史料群の中から、町に雇われて町運営の実務を担った町代（ちょうだい）、そして町代の仕事場であり、これらの文書が保管されていたと考えられる町会所などに関する史料を紹介し、江戸時代大坂の町が、どのような文書を作成し、保管していたのかの一端をうかがいたい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
（パネル）現在の道修町三丁目				道修町三丁目には、道修町通をはさんで、西は井池筋から東は中橋筋までの両側町であった。現在の道修町二丁目と同三丁目両町の一部に相当する。一丁目から三丁目は、江戸時代から薬屋の集住地として知られ、現在も大手製薬会社のビルが並ぶ。二丁目には、日本医薬総鎮守の少彦名神社がある。
十條	文化12年（1815）	大阪府立中之島図書館蔵	1	町代に就任した伊三郎が、町から命じられた十箇条の遵守を誓約したものの。宗旨人別帳など各種の書類に書き入れをしたり、写し取ったりすることが町代の主な仕事であった。当時、伊三郎は、中船場町（現中央区）の町代も務めており、同町から道修町三丁目の町会所に通っていた。第六条に「日々会所へ参」とある。
町会所屋敷絵図	天保期	大阪府立中之島図書館蔵	1	町会所は、町人たちの寄合の場であり、普段は町代が執務していた。町で作成された書類はここで保管された。道修町三丁目の会所がある敷地には、大道筋に面した表側に借屋があり、会所はその裏の空間にあった。借屋屋敷と会所屋敷には、それぞれ家守が置かれ、後者の家守には町代が就いた。
町代日誌	享保19～元文3年（1734～1738）	大阪府立中之島図書館蔵	1	道修町三丁目の町代が、町奉行所から出される触や達への対応などを記録したものの。元文元年（1736）9月4日の会所での寄合の記述がみられる。町内の借屋家賃について、家守と家持で話し合いがもたれ、平均で2割値上げという取り決めがなされたこととある。日誌のほかでは唯一の寄合についての記録である。
口上覚	明治3年（1870）	大阪府立中之島図書館蔵	1	明治3年に、近江屋新兵衛が町内で所有していた掛屋敷と建物を鍵屋卯兵衛に売却することになった。そのことが年寄近江屋忠右衛門から町内の家持と家守に通知され、承諾を求められた家持らは押印している。明治初年の段階でも、家屋敷の売買には町の承認が必要であったことがわかる。

水帳張紙・巻脳書類帳		大阪府立中之島図書館蔵	1	町は水帳での帳切を行う前に、町奉行所（明治以降は大阪府）に伺いを提出した。これはその控などをまとめたもの。右頁は、明治3年(1870)11月14日付けの伺い。二箇所分の張り紙の記載事項が記される。明治になっても帳切は、天明3年(1753)以降固定された窺日の一つ(14日)で実施されていたことがわかる。
道修町三丁目水帳	享保11年(1726)	大阪府立中之島図書館蔵	1	道修町三丁目最古の水帳。張り紙の目付に注目すると、年月日が書かれていないもの(伏見屋六兵衛)や、月のみが記されているもの(終屋久右衛門)がある。天明3年(1783)に帳切窺日が固定されると、年月日が略されなくなる。また、張り紙がしっかりと貼り付けられているため、めくることができないものがある。
道修町三丁目水帳	文化12年(1815)	大阪府立中之島図書館蔵	1	天明3年(1783)の帳切窺日の固定化以降に作成された水帳。開いている頁では、すべて窺日となった、末尾が4と9の日に帳切がなされている。右頁の張り紙に記される「町内持」とは、町内の別の家屋敷に住む家持が所有する家屋敷という意味。
道修町三丁目水帳絵図	安政3年(1856)	大阪府立中之島図書館蔵	1	平野町二丁目との「町境除地水道」に接する大道のところに、明治6年(1873)の地券発行に際し、年貢を免除された除地であったこの部分を私有地に組み込むことを大阪府の役人が認めた旨の一文がある。これは、大阪府行政がこの時点でも水帳や町共同体を前提に行われていたことを示している。

2-5. 木挽町文書の世界

木挽町文書は、木挽町南之丁関係の文書群（総点数264点）であるが、もともとは昭和3年(1928)に菊屋町文書とともに「心斎橋筋二丁目会所」が大阪府立図書館に寄託したものである。心斎橋筋二丁目とは、明治5年(1872)に木挽町南之丁や菊屋町など複数の町が合併して誕生した町である。明治5年以前の旧町が別々に保管・管理していた文書群が、明治5年に誕生した新しい町に引き継がれたものと考えられる。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
木挽町南之丁水帳と絵図	文政8年(1825)	大阪府立中之島図書館蔵	2	絵図右上に「心斎橋筋二丁目寄託書」印が押される。また、南之丁に会所がなかったことがわかる。木挽町文書の総点数が比較的小さいことと関係しているかもしれない。水帳では帳切の目付に注目してほしい。伏見屋清右衛門(右端)と名田屋与八郎(左端)の張り紙は、それぞれ12月24日と8月14日である。
水帳張紙断控帳		大阪府立中之島図書館蔵	1	江戸時代、町は水帳での帳切を行う前に、町奉行所にその断りを提出した。これはその控をまとめたもの。右頁は、明治元年(1868)に町の年寄が大阪府裁判所(後の大阪府)宛に提出した断りの控え。末尾に帳面と絵図に貼り付けられる貼り紙(二件分)が記される。断りの目付は江戸時代の帳切窺日の一つ、19日である。
町内出火図	弘化4年(1847)	大阪府立中之島図書館蔵	1	この図は、弘化4年3月28日早朝に発生した火事について木挽町南之丁が町奉行所へ提出した書類に添付されたもの(控)。名田屋与八郎が所有する納屋が火元であり、隣の賃屋を含む三軒の賃屋と納屋が焼失したことがわかる。また、この図からは、水帳絵図には記されない「ろふじ」(路地)が複数あったこともわかる。
木挽町南之町町人申合証文帳	寛政12年(1800)	大阪府立中之島図書館蔵	1	木挽町南之丁が作成した町法の冒頭部分。第二条目が家屋敷売買に関する規定である。町内で家屋敷の売買がある場合、丁人(町人)中で相談の上決めること、又町内の商売にさしつかえがある者へは、家屋敷を売り渡したり、譲り渡したりしないことなどが規定される。他町の町法にも、家屋敷取得者の商売を規制する条文がある。
家屋敷売買など町内披露引合綴	明治元~3年(1868~1870)	大阪府立中之島図書館蔵	1	明治2年、町内の家持の一人が他町の家に同家(同居)することになったため、その家屋敷に屋敷を管理する家守を配置することになった。それを町の年寄が町内の家持たちに披露し、承認を求めた。明治になっても、家屋敷の所有者や管理者の名義変更には、町内の同意が必要だったのである。
南米屋町水帳絵図	文政8年(1825)	大阪府立中之島図書館蔵	1	南米屋町は木挽町南之町と同じく南船場にあった町であるが、南之町とは隣接していない。また、心斎橋筋二丁目を構成する町でもない。なぜ木挽町文書にこの水帳が含まれるのか不明であるが、右下に「心斎橋筋二丁目寄託書」印が押されており、この水帳も心斎橋筋二丁目管理していたことがわかる。

2-6. 花月菴田中家文書と小西町

町が管理していた文書は、町会所だけでなく、町年寄など町の役人の家で管理・保管されることもあった。ここでは、幕末に小西町(中央区島之内2丁目)の年寄をつとめた田中屋新右衛門家(田中家)に伝わった小西町関係の史料群について紹介する。この史料群は、近年まで田中家(天王寺区上本町9丁目)に保管されていたものである。なお、田中家は煎茶花月菴流の家として知られ、流祖鶴翁と二代得翁が小西町の年寄をつとめた。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
小西町証文帳并書物入木箱	文化4年(1807)	個人蔵	1	ここで展示する文書が収められていた木箱。蓋表面に墨で「文化四年丁卯十一月吉日調之証文帳并書物入南組小西町年寄」と記されている。この木箱が、町に保管する文書を保管する木箱として文化4年に作られたことがわかる。おそらく、この木箱と文書類は、代々の年寄の家で保管されたのであろう。
(パネル)花月菴から発見された町文書	平成27年(2015)6月3日撮影			当館の八木滋学芸員を中心に花月菴母屋を調査した際に、小西町文書が収納されていた木箱が発見された。右端に写る人差し指の先に、蓋をとった状態の木箱が写る(蓋はその左に置かれる)。吉田伸之氏(飯田市歴史研究所所長)が史料の保管状況などを記録している。この際には、秘蔵関係の文書なども見つかった。
小西町内格式帳	寛政3年(1791)	個人蔵	1	小西町の町法が書き留められた帳面。その末尾に文化4年に改正された捨て子入用に関する申合が貼り付けられる。これにより、捨て子養育にかかる費用の各家持への割り当て方法が改められ、捨て子があつた家持当人の負担が増すことになった。同町では、この時期に捨て子経費の負担が問題となっていたことがうかがえる。
行き倒れ非人の検死記録	文久元年(1861)	個人蔵	2	小西町で発見された行き倒れ非人(男、40歳位)の検死関係の文書。非人には、左太もも・右足指・右耳・陰囊に疵があつた。非人を発見し、町役人とともに死体を改めた垣外番(町内の見回りを担当する非人)は検死に来た町奉行所の役人に対して、これらの疵は獣類の仕業であり、不審な点はないと答えている。
小西町水帳と水帳絵図	文政8年(1825)	個人蔵	2	小西町では、水帳と絵図は紙袋に収納されていた。絵図からは、東横堀に面する同町が、道路の片側にしか町域がない片側町で、また町会所がないこと、さらには、嘉永七年に田中屋新右衛門(花月菴流二代得翁)が年寄になっていることがわかる。水帳からは同元年に先代新右衛門が死亡したことにより、二代新右衛門が相続したことも確認できる。
小西町宗旨巻	慶応2年(1866)	個人蔵	1	江戸時代、大坂の町では、キリスト教、博奕、遊女商売に関わる者がいないことを、町内の家持全員が毎月確認して証文に誓約の連印を押していた。この証文を「宗旨巻」と呼ぶ。町によっては、町会所でその連印が行われ、その場で町運営について相談が行われた。宗旨巻連印の場が、町中寄合の場でもあったのである。

前章までのおさらいと第3章で確認すること

第1章では、道頓堀開発を事例にして、町共同体形成の困難性、言い換えると、町人が都市に定着することの難しさを示しました。第2章では、いくつかの町法を紹介しながら、町の構成員である町人の財産や生業を守るために、町が家屋敷の売買や譲渡を規制していたことを示しました。以上の二つの章で示したことを総合すると、町による家屋敷取得規制は、おそらく町人たちが都市になんとか定着するための対策として実施され、それが町法のなかに明文化され、定着したと考えられます。第3章では、家屋敷取得規制というこの重要な機能を町が失った時期を、身分共同体としての町の解体時期ととらえ、その時期を確定するために、水帳での帳切がいつ終了するのかを、水帳の張り紙に記された年月日に注目して確認していきます。プロローグで『鯉谷中之町の今昔』(1942年)という書物のなかに、「明治13年(1880)11月に至って町はひとまず名と姿とを消してしまった」という意味の一文があることを紹介しました。これがヒントになります。明治13年11月に何があつたのでしょうか? 本章では、そのことも確認します。また、プロローグでは、鯉谷中之町が同書を出版するために、南区役所から水帳を借りていたことも紹介しました。しかし、第2章で確認したように、水帳は本来町が作成し、町で大切に保管されていたものです。いつから、区役所が水帳を所有することになったのでしょうか? この問題は、町の解体時期の問題と関係していると思われるので、そのことについても確認していきましょう。

第3章 町の解体 —水帳から公文書へ—

維新期の大阪府は、町よりも広域の町組という行政区画を設定し、各町組に「会議所」という議会的要素を設置することによって町共同体の解体を目指したが、この試みは挫折した。しかし、明治12年(1879)に大阪に地方三新法が施行されると、大半の町では水帳での帳切を止め、町共同体は解体へと向かう。同13年11月に府が各町に町会開設を勧め、町の代表者である町総代を廃止したことにより、江戸時代以来の町は解体した。

3-1. 明治維新期の市制改革

明治2年（1869）、大阪府は大阪市中に東西南北の四つの大組（行政区画）を新設するとともに、各大組の下に10ヵ町ほどの町を組み合わせた町組（ちょうぐみ）と、町組ごとに「会議所」という議会を新設した。この市制改革は、効率的な都市行政を推進するために、町よりも広域の行政単位（町組）を設定して、町を解体することを目指すものであった。しかし、改革後も町共同体は存続し、この改革は挫折した。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
近江町会議所詰書物入（部分）	明治2年（1869）頃	個人蔵	1	明治2年の市制改革によって東大組十七番組に設置された会議所に、十七番組所属の近江町（現中央区）が文書保管用に備えたものと推測される。市制改革は、町よりも広い行政区画に会議所を新設することで町の解体を目指したが、その会議所で町ごとに文書が保管されていたのだから、町の単位性は保持されていたことになる。
高麗橋二丁目水帳	安政3年（1856）	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	左上に「東 壱」という紙が貼り付けられ、高麗橋二丁目が大東組の組という町組の壱番に属していることを示す。各大組がいるは別の町組に細分されるのは明治4年（1871）5月のことで、この紙は少なくともこの段階まで水帳が使用されたことを示す。安政水帳には同様の紙が貼られているものが多い。
大阪市中地区町名改正絵図	明治9年（1876）頃	本館蔵	1	大阪府が明治5年に町域を再編した結果、630ほどあった町は530ほどの町に再編された。あわせて町組も再編された。この地図で赤や青などに色分けされた部分は、再編された町組を示す。旧町人たちは、この再編で誕生した新町域単位に寄せを聞き、新しい結合を形成していくが、旧町での結合を継続していく町もあった。
改正区分町名録	明治5年（1872）	本館蔵（羽間平安氏寄贈）	1	大阪府は明治5年3月に町組とともに町域を再編した。この再編によって町組は「区」と改称された。この出版物は、この再編後すぐに出版されたもので、区ごとに区を構成する新町名がページ上部に記され、下部に新町に対応する旧町名（「区〇町」）が記される。
改正区分町名録	明治5年（1872）	個人蔵	1	なかには、区に再設置された会議所に備えられたものもあった。
（パネル）小学校にあった会議所		出典：『新修大阪市史』5より		明治2年（1869）に町組ごとに設置された会議所は、町の抵抗にあり、同3年5月に廃止された。しかし、同5年3月の町域再編にあわせて、町組（区）ごとの会議所が復活した。また、同時期に開校され始める小学校が、この区を母体にして設立されることになったので、小学校に会議所が設けられることが多かった。
地所家屋譲売買確証綴込	明治9年（1876）	本館蔵（野村吉夫氏寄贈）	1	第四大区三小区内で生じた土地家屋売買などに関する書類が綴られる。売買物件のある当該町の家持たちに契約内容が事前に通知され、彼等が契約に同意し、押印した書類も含まれる。ここで押印するのは、明治5年の町域再編で誕生した町の家持たち。新町域でも江戸時代同様に契約成立には家持たちの同意が必要だったのである。

3-2. 新水帳と帳切の終焉

大阪では明治期にも水帳が作成されている。明治7年（1874）作成の新水帳である。新水帳は、それまでの水帳と異なり、明治5年に再編された新町域を単位に作成された。しかし、新水帳作成後も、旧町単位で作成された安政水帳で帳切（土地所有者名義の切り替え作業）を続ける町があった。明治12年2月に地方三新法が施行され、区役所が開庁すると、水帳における帳切が終了し、その後、水帳は区役所で保管されるようになった。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
九郎右衛門町新水帳	明治7年（1874）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	新水帳は、江戸時代の水帳と異なり、土地一筆ごとに朱書きで番地が記入されていた。また、新水帳でも、土地所有者名に変更があると、新所有者名を書いた張紙が貼られる作業（帳切）が行われた。ちなみに、この九郎右衛門町の新水帳では、帳切は明治12年8月30日まで続けられた。
道頓堀九郎右衛門町水帳	安政3年（1856）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	道頓堀九郎右衛門町が江戸時代に作成した最後の水帳。九郎右衛門町は明治5年（1872）に大阪市中で実施された町域再編によってもその町域に変化がなかったが、新水帳作成後も同町は、新水帳だけでなく旧水帳でも帳切を行っていた。ちなみに、この水帳では、明治11年2月3日まで帳切が続けられた。
宗右衛門町新水帳	明治7年（1874）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	宗右衛門町は、明治5年（1872）の町域再編によって道頓堀宗右衛門町の町域のうち、東西の両端を除く区域を町域として誕生した。宗右衛門町の新水帳でも帳切が行われており、最後に実施された帳切の日付は明治12年1月14日である。なお、この新水帳の表紙に記されているタイトルは、「地所持主人名録」である。
道頓堀宗右衛門町水帳	安政3年（1856）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	道頓堀宗右衛門町が江戸時代に作成した最後の水帳。この水帳での帳切は、明治6年（1873）10月13日で終了した。翌7年に新水帳が作成されたために、同町では旧水帳での帳切をやめたのであろう。他町でも水帳での帳切を明治6年で終了するところがあるが、それらも新水帳作成と関係していると考えられる。
道頓堀立慶町水帳	安政3年（1856）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	道頓堀立慶町では、明治7年に新水帳が作成されると、旧水帳での帳切は終了し、その作業は新水帳に引き継がれた。開いている頁で、最後に実施された帳切の日付は明治3年7月28日である（右端、天満屋六治郎の張り紙）。帳面全体でも明治6年9月で帳切は終了している。
東櫓町新水帳	明治7年（1874）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	東櫓町は、西櫓町とともに明治5年の町域再編と翌年の再々編によって誕生した。その町域は、旧立慶町の西から二ブロックと三ブロックからなる。旧立慶町では、この新水帳が作成されると、旧水帳での帳切は終了し、新水帳に帳切は引き継がれる。この新水帳では、明治11年12月24日まで帳切が行われた（五番地部分）。
道頓堀吉左衛門町水帳	安政3年（1856）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	道頓堀吉左衛門町では、立慶町と異なり新水帳が作成されても、旧水帳での帳切は継続された。開いている頁で、最後に実施された帳切の日付は、新水帳作成後の明治8年9月となっている（右端、前田俊一名代依田伊右衛門の張り紙）。帳面全体でも明治11年2月12日まで帳切が行われた。
西櫓町新水帳	明治7年（1874）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	西櫓町は、東櫓町とともに明治5年の町域再編と翌年の再々編によって誕生した。その町域は、旧道頓堀吉左衛門町の町域と、旧立慶町の西端の一ブロックからなる。開いている旧吉左衛門町町域の部分では、旧水帳でもこの新水帳でも帳切が行われている。
元釣鐘町事釣鐘町式街目水帳	安政3年（1856）	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	もとは釣鐘町の水帳であったが、明治5年（1872）の町域再編後、釣鐘町二丁目の水帳として使用されたもので、帳切が同14年まで確認できる唯一の水帳（同年2月15日まで）。公文書の痕跡がないことが帳切継続に関係するかもしれない。同5年設置の東大組十一区会議所での保管を示す紙が貼られることも注目される。
釣鐘町水帳※	安政3年（1856）	大阪市立中央図書館蔵	1	表紙に公文書の痕跡（二つの朱印）がある。釣鐘町が作成した3冊の水帳のうち、2冊は明治5年（1872）の町域再編以降、釣鐘町二丁目の水帳として使用されたから、残りの1冊は、釣鐘町一丁目用の水帳として使用されたと考えられる。ちなみにこの水帳での帳切は、明治12年1月まで行われた。
釣鐘町水帳絵図※○	安政3年（1856）	大阪市立中央図書館蔵	1	町内を南北に走る道を境にして張り紙に違いがある。左側（西側）には明治の張り紙があるのに、他方にそれがない。これはこの道を境に、明治5年以降、東側は釣鐘上之町と釣鐘町一丁目、西側は近江町と同二丁目を、構成することになったため、本図が二丁目の絵図として使用されたことを示す。
釣鐘町水帳絵図※☆	安政3年（1856）	大阪市立中央図書館蔵	1	町内を南北に走る道を境にして張り紙に違いがある。右側（東側）には明治の張り紙があるのに、他方にそれがほぼない。これはこの道を境に、明治5年以降、東側は釣鐘上之町と釣鐘町一丁目、西側は近江町と同二丁目を、構成することになったため、本図が一丁目の絵図として使用されたことを示す。
釣鐘町二丁目水帳※	安政3年（1856）	大阪市立中央図書館蔵	1	この水帳も、もとは釣鐘町の水帳であったが、明治5年（1872）の町域再編以降、釣鐘町二丁目用の水帳として使用されたもの。戦前、個人（橋本氏）から大阪市民博物館に寄贈されたという由来を持つ水帳で、公文書として保管されていたものではない。ちなみに、この水帳での帳切は明治11年5月25日で終了している。
玉造拐屋町水帳※	安政3年（1856）	大阪市立中央図書館蔵	1	玉造各町の多くは、維新後に農村化して明治6年（1873）に西玉造村などに編入された。そのため、玉造各町の水帳での帳切は、他町よりも早く、明治6年に終了する。この玉造拐屋町の水帳も同年8月27日で帳切が終わる。村編入後に町共同体が解体されたために、水帳の使命も終了したのであろう。
玉造大和橋町水帳	安政3年（1856）	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	ここまで確認してきたように、大阪市中では明治10年代前半まで帳切を続けていた町が多かった。しかし、それよりも早く帳切が終了する一群の町があった。町名に「玉造」を冠する玉造各町である。玉造各町は明治6年に帳切が一斉に終了する。玉造大和橋町もそのうちの一つで、最後に実施された帳切の日付は同年8月22日。

天満三丁目水帳	安政3年(1856)	大阪市公文書館蔵	1	町で作成・保管された水帳のなかには、町の解体後、区役所で保管され、公文書となったものがあつた。この水帳は、現在も公文書として登録されている数少ないもの。公文書としての種別や所管課名を示す紙が二つ貼られ、一方の満期年代は「明治」とあり、この水帳が明治のある段階で公文書として登録されたことを示す。
今橋二丁目水帳と北渡辺町水帳※	安政3年(1856)	大阪市立中央図書館蔵	2	大阪市立中央図書館には184点の水帳が所蔵されている。その多くは、もともとは区役所が公文書として所蔵していたものであつた。この二つの水帳は、その痕跡がはっきりと残っている珍しいもの。表紙には、公文書であることを示す三つの印(朱印二つと黒印一つ)と、公文書として管理するための背表紙がつけられる。
今橋二丁目水帳※	安政3年(1856)	大阪市立中央図書館蔵	1	大阪市立中央図書館蔵の水帳のうち、公文書の痕跡を残す水帳の大半は、この水帳のように、背表紙附近の破損がひどい。その原因は、区役所から図書館へ移管する際に、公文書時代に付けられていた管理用の背表紙が不要となり、はがされたことによるものと推測される。
高麗橋二丁目水帳	安政3年(1856)	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	大阪大学所蔵の水帳の大半も、この水帳のように、表紙に公文書であることを示す朱印や黒印が押されている。綴じ外れに近い状態のものも多く、ビニール紐で補修されているものがある。これも、公文書時代の背表紙がはがされたためと推測される。

3-3. 町会の開設 一個別町か連合町かー

明治13年(1880)11月、大阪府は町の共有財産の管理責任者である町総代を廃止した。理由は、地方三新法後に「町会」が開設され、町の代表者である町会議員が選定されているからというものであつた。しかし、この「町会」は、町ではなく、連合町(町組)の議会であり、議員も連合町会の議員であつた。こうして町は、連合町を受け容れていく。ここでは、連合町会としての「町会」の実態とそこの議論の一端を紹介したい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
町会議員当選通達	明治12年(1879)	大阪府公文書館蔵	1	江戸時代から家持として木綿問屋を営む金井家に残された史料。三新法施行後、金井家居住地域では町会開設の動きがあり、当時の当主九兵衛が6票で議員に当選した。この町会は「分画」(連合町)を単位に開設されたもので、九兵衛は、居住する博労町一丁目ではなく、同町を含む唐物町一丁目他11ヶ町という分画の議員だつた。
町会議員当選者通知	明治12年(1879)	大阪府公文書館蔵	1	これも金井家文書の史料。分画(連合町)での町会開設に先立って実施された選挙による当選者を告知したもの。金井九兵衛(七番)や江戸時代から家持として合葉屋を営む小山忠兵衛(十四番)の名前がある。土地所有者しか議員になれなかつたから、ほとんどの議員は江戸時代以来の家持(旧町人身分)と考えられる。
大阪府下創始町会開設旧記	明治12年(1879)	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	地方三新法施行後に町会を開設する動きは他にもあつた。この史料は、北浜三丁目など21ヶ町による町会開設の経緯を記したものである。選挙は、連合町を構成する町ごとに実施され、町によっては投票をせずに、町総代人をそのまま議員としたところがあつた。その意味でこの段階での議員は、町の代表者=町会議員だつたのである。
東区北浜三丁目廿一町聯合町会規則	明治13年(1880)	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	三新法施行後、各地で町村会を開設する動きがあつたため、政府は統一的な町村会規則を定めた。明治13年6月のことである。これは北浜三丁目など21ヶ町が同規則に基づいて作成したもの。町会で議論すべき内容として、初めて「公共に関する事業」という項目が入る。この後、町会は公と私の切り分けを迫られることになる。
第一大区十三小区会議議事仮規則	明治8年(1875)頃	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	大区・小区とは地方三新法施行以前の行政区画。この時期にも地域住民が主体となって開設した議会(民会)があつた。この仮規則は、北浜三丁目など11ヶ町からなる第一大区十三小区で開設された議会のもの。議会で議論すべき事項に貧民救助があげられる。町が持つ相互扶助機能が「再生」されたということであろうか。
町会議々案	明治13年(1880)	大阪府公文書館蔵	1	金井家文書のなかの一点。唐物町一丁目など11ヶ町からなる連合町会に提出されたもの。明治13年度の協議費、すなわち連合町財政を何に使うかについての議案である。協議費の用途として、火災消防費、戸長役場費、衛生諸費、街灯諸費、町会費があげられるが、民会時代の貧民救助費が抜け落ちていることが注目される。
東区内町々総代人名簿	明治9年(1876)	大阪市公文書館蔵	1	総代人とは、明治9年10月制定の太政官布告「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」で、町村などにおける共有物財産の責任者と位置づけられた「総代」のこと。東区内では、連合町レベルの区内総代人と町々総代人があり、さらに後者には町の総代人と平野町通など通ごとの総代人が存在していたことがわかる。
四拾分一金返却再願	明治12年(1879)	大阪大学大学院経済学研究科経済史経営史資料室蔵	1	東区北浜通の町総代人ら16名が、「四拾分一金」の返却を旧東区長に求めた嘆願書。「四拾分一金」とは不動産売買価格の1/40を「学校永続備金」として徴収していたもの。共有財産の責任者である町総代人たちは、同金を「人民共有の備金」と主張した。町総代人は、町や連合町の代表者として行政と対峙することがあつた。

3-4. 町の解体と孤児院の創設

前章の「2-3」では、町が捨て子の養育を担っていたことを紹介した。それでは、明治13年(1880)11月に町が解体された後、捨て子の養育は誰が担うことになったのか?ここでは、町解体前後の棄児(捨て子)に関する史料に触れながら、町解体にあわせるかのように明治13年に、大阪府が愛育社という民間の孤児院に棄児養育を委託することになったことを紹介し、あわせて愛育社での棄児養育の実態を明らかにしたい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
(パネル)愛育社開設を通告する大阪府布令	明治13年(1880)	出典:『東区史』第2巻(1940年)		大阪府は、明治13年3月24日に各郡区役所に対して、愛育社の開設を許可したことを通達し、愛育社へ棄児養育を委託することを奨励した。大阪府は、町共同体が解体する局面を迎えて、町の捨て子養育システムとは異なる孤児院での棄児養育を選択し、府民を孤児院利用へと誘導したのである。
一札	明治3年(1870)	大阪府立中之島図書館蔵	1	明治3年、道修町三丁目の家持大和屋所有の借屋軒下で3歳ばかりの男児が捨てられていた。これは、男児の預り主と同町の年寄・大和屋間で交わされた契約書。これによれば、町が大阪府に届を出したところ、町内で養育するよう指示があつたという。この段階では、府が既存の捨て子養育システムに依拠していたことがわかる。
棄児二関スル書綴	明治2~12年(1869~1879)	大阪市立大学学術情報総合センター蔵	1	明治2年から同12年までに大阪府内で捨てられた棄児についての記録。棄児ごとに拾い上げ日、養育米支給日、出生年月、貰主などが記される。最終年の明治12年になると、貰主名などが省略され、簡素な記述となる。大阪府が棄児養育を愛育社という民間の孤児院に委託するよう、郡・区役所に奨励するのは翌13年のこと。
棄児二関スル書綴	明治9年(1876)	大阪市立大学学術情報総合センター蔵	1	明治8年2月15日に今橋二丁目へ捨てられた男児(生後1年5ヶ月ほど)について、同町を管轄する戸長が大阪府に届けたところ、町内で養育するよう指示があつた。翌年貰主が見つかったので、それについても戸長が届出ている。江戸時代以来の町による捨て子養育システムがこの時期まで存続していたことがわかる。
改設愛育社維持慈恵会員名簿	明治17年(1884)	大阪市立大学学術情報総合センター蔵	1	愛育社は、町に代わり棄児養育を担うため大阪府が認可した孤児院。この名簿は「改設愛育社」と改称した際に作られたもの。右頁に養育棄児20名の名が印刷される。姓が「愛育」の者が多い。棄児を連想させる名前の者もいる。左頁には一株につき毎月10銭寄付していた支援者の名前が印刷される。ほとんどは旧町人であろう。
愛育社棄児取扱報告	明治21年(1888)	大阪市立大学学術情報総合センター蔵	1	愛育社は創設者大野唯四郎が明治16年に死去すると、江口南右衛門が運営を引き継いだ。しかし、次第に財政的に逼迫し、同社での棄児養育方法が問題となった。警察が行ったこの報告によれば、同社は棄児に衣食を与えず、漬物部屋に「押入」れるなどしていた。この報告後、同社は事業停止に追い込まれた。

エピローグ 忘れられた町の「抵抗」ー

身分共同体としての町は明治13年(1880)に解体された。しかし、その後も旧町人身分(家持)やその子孫たちが旧町会所の土地などを共有して、江戸時代以来の寄合の伝統を継続する町があつた。ここでは、共有財産を紐帯とする寄合の継続を、町解体に対する町の「抵抗」ととらえ、その事例を紹介し、それが昭和20年(1945)の終戦後もしばらく継続されたことを確認しておきたい。

資料名	年代	所蔵	点数	解説
温古	大正4年(1915)	個人蔵	1	本書を発行した恵美寿会は、旧呉服町住民が結成した組織。その基盤は、同町が享和3年(1803)に墨屋作兵衛から譲渡された土地であつた。同町は、ここに建てた町会所が明治12年(1879)度限りで廃止されると、同4年に降、土地を賃貸に出し、収益金の一部を恵美寿会の補助費にあてた。
鈴鹿乃遺音	大正5年(1916)	個人蔵	1	高麗橋二丁目、宝暦5年(1755)に鈴鹿屋朔兵衛の遺言によって、同町内にある同町所有掛屋敷の寄付をうけた。鈴鹿屋家敷という。同町は、明治5年(1872)の町域再編後も所有し続け、同22年の大阪市誕生後は保存会を結成して、家敷を管理した。本書は、鈴鹿屋の父200回忌を記念して同町が発行したもの。

(パネル) 大正期まで町に残された文書		出典：『温古』（1915年）・『鈴鹿乃遺音』（1916年）		上は『温古』口絵に掲載されたもので、下は『鈴鹿乃遺音』口絵に掲載されたもの。後者は明治初年の文書であるが、前者は延宝期の宗旨巻など江戸時代に作成された文書である。少なくとも両書が出版された大正期前半まで、高麗橋二丁目や呉服町といった旧町に、江戸時代から町で作成された文書群が保管されていたことを示す。
町共有財産をめぐる裁判の判決文	昭和10年（1935）	大阪商業大学商業史博物館蔵	1	米田ヒサの先々代・米田佐五郎は、明治期に久左衛門町（現中央区）の共有財産である元町会所の土地を「総代」として管理していた。佐五郎の相続人ヒサが、事情を知らずにこの土地に所有権を設定したため、昭和9年に町に裁判で訴えられた（ヒサ敗訴）。久左衛門町では元町会所の土地は町の共有財産だったのである。
町有土地引継書	昭和8年（1933）	大阪市公文書館蔵	1	共有財産をめぐる米田ヒサと対立した久左衛門町は、昭和8年に大阪市に共有財産の管理を引き継ぐために、南区長宛に引継書を提出した。これは、町が翌年の裁判で勝利するためにとられた措置と推測される。当時の管理者である杉本藤次郎が提出し、引継に異議がないことを証明するために、42名が署名捺印している。
財産区高麗橋二丁目解散に関する綴	昭和24～26年（1949～1951）	大阪市公文書館蔵	1	旧高麗橋二丁目と旧呉服町の共有財産は、ともに終戦後の大阪市による「財産区」整理の対象となった。この公文書は、主に前者の整理に関する書類を綴ったもの。開いた頁には、東区役所が両町に最初に交渉した結果が記される。整理の結果、前者は昭和26年に大阪市に寄付され、後者は同25年に民間会社に売却された。
(パネル) 伏見呉服町之碑	昭和27年（1952）	所在地：中央区高麗橋四丁目		旧呉服町の住民たちで結成された恵美寿会は、昭和25年に会運営の基盤となっていた共有財産（墨屋作兵衛から譲られた家屋敷）が売却されたために解散した。この碑は、その2年後に、元恵美寿会員であった伏見町五丁目居住の有志8名が呉服町の歴史と墨屋の事跡を後世に伝えるために建てたものである。

最後までご覧くださった皆様へ

私たちは歴史の大きな岐路に立たされています。加速度的に進めてきた経済活動が全地球を覆い尽くした結果、温暖化を引き起こし、現在は、新型コロナウイルスに遭遇してその終息に手を焼いています。このまま気温上昇やパンデミックが続けば人類の生存が危ぶまれ、近い将来、経済が生存かの二者択一を迫られることになるでしょう。人類は、従来の経済活動や生活様式を根本的に改める必要があるところまで来てしまったのです。

こうした危機的状況のなかで今注目されているのが、「コモン」という考え方や共同体です。コモンとは、「社会的に人々に共有され、管理されるべき富のこと」で、水や森などの自然や公園、博物館なども含まれます。共同体とは、そのようなコモンを共有する人びとの集まり、集団のことです。コモンや共同体が注目されているのは、そこに私たちの経済活動を規制し、人類の危機を解決する手がかりがあるからです。

本展で取り上げた町もそのような共同体の一つです。町は家屋敷という大地（自然）の自由な売買を規制することで、構成員たる町人の財産や生業を保証しました。現代風言えば不動産取引という経済活動を規制することで、共同体を持続させていく力を町は持っていたのです。近代化とは、このような共同体やコモンを解体する過程とも言え、それは現在も続いています。

私たちは、このような意味での近代化を止め、過去の共同体やコモンの歴史から学び、現在にふさわしい形でそれらを「再建」する必要があるのではないのでしょうか。そのためには、多くの議論が必要ですが、さしあたり町共同体の歴史から私たちが学ぶべき点を以下にあげて、本展の幕を閉じることにします。

- ①構成員が集まる寄合が定期的に関わり、運営が全員の同意を得てなされたこと。
- ②運営が適切になされるために様々なことが文書に記録され、それが共有財産（コモン）として管理され、長期的に保管するシステムがあったこと。
- ③町には捨て子養育機能など相互扶助機能があり、共同体の「再建」とはそのような相互扶助機能を「再生」という意味も持っていること。

基本用語集①

町人 (ちょうにん)

家屋敷 (いえやしき) を所有する**家持 (いえもち)** のことで、**町 (ちょう)** の正式の構成員。
史料によっては、「丁人」と記される場合もある。

家屋敷 (いえやしき)

建物としての家ではなく、敷地全体を指す。(江戸では「町屋敷」という)

町人が、幕府や町から賦課される様々な負担の基準となるもので、それらの負担は、**家屋敷**の面積や間口の広さに応じて賦課された。

家持が居住せず、借屋などとして使用する**家屋敷**のことを**掛屋敷 (かけやしき)** という。

町 (ちょう)

町人 (家持) の地縁的な共同体。

町は、構成員である町人の財産や生業を保証するために、**家屋敷**の自由な売買を規制した。家屋敷の売買には、町の同意、具体的には構成員たる**町人**全員の承認が必要であった。

空間的には、道路に面した複数の**家屋敷**から構成される。多くの町は、道路を挟んだ両側に家屋敷が間口を開く構造 (**両側町**) となる。

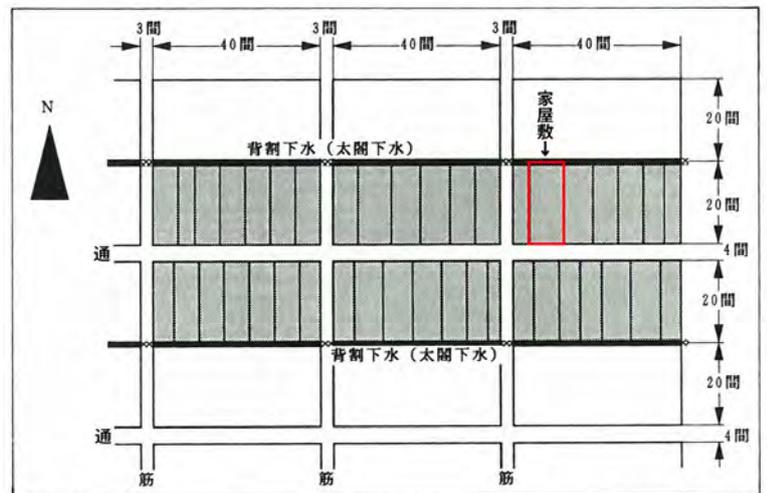


図 町の空間構成

出典：『まちに住まう』

水帳 (みずちょう)

誰が**家屋敷**の所有者であるかを町が把握するために、町ごとに作成した土地台帳。

その町に属する家屋敷一筆ごとに、家屋敷の**間口**と**裏行 (奥行)**のそれぞれの長さ、所有者が記され、あわせてそれを図にした**水帳絵図**も作成された。

水帳は、同じものが三冊作られ、水帳を作成した**町**、**町奉行所**、**惣会所**にそれぞれ備えられた。

「水帳」という名称は、古代律令制下で作成された田籍 (でんせき) を意味する御図 (みず) 帳のあて字と言う。

帳切 (ちょうぎり)

売買や相続などによって**家屋敷**の所有者に変更があると、町に備えられた**水帳**の記載が修正される。この時、所有者名の上に紙を貼って修正した。ついで、**惣会所・町奉行所**に届けられ、それぞれの帳面が修正される。この帳面の切り替えの手続きを**帳切**という。

水帳の修正は、紙を貼って行われるので、年月が経つと見つらくなる。そこで、数十年に一度ずつ作り替えられた。特に18世紀以降は、市中で一斉に作り替えられたことが判明しており、その時期は、古い頃に、享保11年(1726)、宝暦3年(1753)、安永7年(1778)、寛政10年(1798)、文化12年(1815)、文政8年(1825)、安政3年(1856)となる。

また、明治7年(1874)にも大阪市中で**水帳**が作成されているが、これは同5年に実施された町域再編によって誕生した新町ごとに作成されたもので、「**新水帳**」と言う。

基本用語集②

大坂三郷（さんごう）

江戸時代、大坂の町人地は、**北組・南組・天満組**の三組に分けられ、合わせて**三郷**と呼ばれていた。
18世紀半ばで、北組に250町、南組に261町、天満組に109町が所属し、三郷合わせて620町を数えた。

惣年寄（そうどしより）

大坂三郷それぞれに置かれた郷（組）を代表する**町人**。各郷に数人ずつ置かれた。
南組の惣年寄であった**安井九兵衛**のように、江戸時代初期の有力町人が任命された。
主な職務は、町奉行所から出される町触の各町への伝達、**町の年寄**の任命、町火消人足の指揮などであった。

惣会所（そうかいしょ）

三郷それぞれの運営のために置かれた事務所。
惣年寄（そうどしより）や、各組に雇用された惣代（そうだい）、若き者、物書き、会所守（もり）などが執務していた。

町の年寄

町内の**家持**の代表者。**町**の運営を中心的に担う。
毎月家持から当番で選ばれる**月行司**（がちぎょうじ）が年寄を補佐した。

町の会所

ほとんどの町には、**町人**たちの**寄合**が行われる会所があった。
会所が置かれた**家屋敷**は、町の**共有財産**（町中持）であることが一般的。
水帳など、町が作成した文書・帳面などは、会所で保存・管理された。

町代（ちょうだい）

町の運営の実務を担うために町に雇われた事務員。
その仕事場は町の**会所**であり、**会所の家守**（やもり）も兼任した。
史料によっては、「丁代」と記される場合もある。

家守（やもり）

町内に**家屋敷**を所有しながら、その町に居住しない**家持**（いえもち）も、**町**の運営に参加する義務があったため、代理人を置く必要があった。その代理人のこと。
家持がその家屋敷で借屋経営をする場合は、家守は借屋の管理をした。

基本用語集③

町組 (ちょうぐみ)

複数の町 (連合町) から構成される行政区画。時期によっては、「番組」、「区」、「小区」(大区・小区制期)、「分画 (ぶんかく)」、「地方三新法期」、「連合」(同前) などと呼ばれる。

会議所

大阪府が、明治2年の市制改革において町組ごとに設置した「議会」。町組内の問題を「集義」し、布令などを伝達するための場。当初、町組内で公選された議事者が1名いたが、同3年8月に廃止されたため、以後、中年寄 (町組ごとに1名設置) と町組内の各町の年寄たちが「議員」となって、月に3度の会議が行われた。

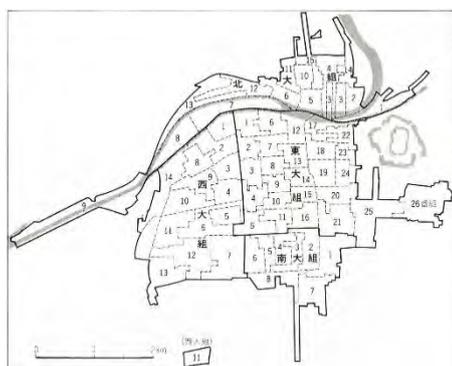
会議所設置の代わりに、各町の会所が廃止されたため、町の抵抗にあい同3年5月に廃止された。その後、同5年3月の町域再編にあわせて区会議所 (後の小区会議所) として復活。同12年2月の地方三新法施行にともない、自然消滅し、その建物は戸長役場へと変質した。

大区・小区制 (だいくしょうくせい)

維新政府の中央集権的な政策を浸透させるために定められた地方制度。明治4年の戸籍法の制定にともなう戸籍管理のための行政区画としての区の設置と、区の戸籍管理責任者である戸長の任命に始まり、翌年の旧町村役人の廃止と戸長への権限統一によって制度としての形を整えた。大阪では、同8年4月に正式に施行され、同2年に設置された「大組」が「大区」となり、「区」が「小区」となった。大区・小区制は、地方三新法の施行により廃止された。

地方三新法 (さんしんぽう)

明治11年(1878)に公布された郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の総称。単に「三新法」とも言う。この三新法は、近代日本における最初の統一的な地方制度についての法体系。



明治2年市制改革時



明治9年大区・小区制期



明治14年三新法期

出典：『新修大阪市史』5

町会 (ちょうかい)

三新法では、町村レベルでの議会の設置は明文化されなかったが、禁止されたわけでもなかったため、大阪府は三新法が公布されると、明治12年6月に町会結成を促した。大阪府は、当初分画 (連合町) 単位での町会開設を各町に指示。しかし、同13年7月に分画が廃止されると、府は個別町単位での開設へと方針を転換。実際に各町で町会が開設されるようになるのは、同年の次の町会開会時期となる明治13年11月のこと。しかし、多くの町では、府の指示に反して、町会開設経費の負担軽減などを理由に、町組 (連合町) 単位で町会を開設。「町会」とは言っても、実態は「連合町会」だった。こうして、町は町組 (連合町) を受け容れていった。

なお、大阪では、戦時中の行政の末端組織である町内会のことも「町会」と言う。

道修町三丁目文書中の捨て子一覧

発見年月日	捨て子の性別(年齢)	眞主亡児の性別(誕生日・死亡日)	発見場所	眞主(預り主)	養育料	口入人	病死
文政7年(1824) 2月28日 暮前時	男(0)	男 (前年7月誕生、2月死亡)	道修町三丁目 鳥飼屋惣助借屋軒下	東成郡大今里村 (現東成区) 百姓六兵衛	銀200目	明石屋喜兵衛	
文政8年(1825) 1月4日夜	わき・女 (0)	?	道修町三丁目 中横筋南横町門階小路出口	東成郡大今里村 (現東成区) 百姓惣右衛門	?	-	○
文政13年(1830) 4月26日 暮六ツ時前	男(0)	-	道修町三丁目 鳥飼屋猶蔵居宅軒下	-	-	-	○
天保4年(1833) 暮六ツ時前	男(0)	男 (3/3誕生、翌日死亡)	道修町三丁目 紙屋忠助居宅軒下	川辺郡東富松村 (現尼崎市) 百姓権右衛門	銀300目	東富松村伊八 権松村伊兵衛	
天保9年(1838) 1月22日 暮時頃	むめ・女 (1)	女 (前年12月誕生、死亡)	道修町三丁目 紙屋忠助借屋軒下	渋川郡大蓮村 (現東大阪市) 百姓岩蔵	銀200匁	筑前屋長四郎	○
嘉永3年(1850) 10月4日 暮六ツ時前	男(1)	男 (5月誕生、9/3死亡)	道修町二丁目 近江屋嘉兵衛居宅軒下	茨田郡幌村 (現守口市) 百姓庄兵衛	銀300目	明石屋喜兵衛	○
嘉永3年(1850) 10月25日 暮六ツ時前	すへ・女 (0)	女 (4月誕生、10月中旬死亡)	道修町二丁目 近江屋治兵衛借屋軒下	渋川郡久宝寺村 (現八尾市) 百姓喜助	銀240目	山田屋善之助	○
嘉永4年(1851) 1月18日 暮六ツ時前	男(0)	-	道修町二丁目 近江屋治兵衛借屋軒下	-	-	-	○
嘉永4年(1851) 2月25日 暮六ツ時頃	男(1)	男 (前年7月誕生、2月死亡)	道修町三丁目 木戸番小屋	豊島郡牛立村 (現豊中市) 百姓重蔵	銀200目	山田屋善之助	
嘉永4年(1851) 3月18日 暁六ツ時過	男(1)	男 (前年12月誕生、3月死亡)	道修町二丁目 備前屋弥兵衛借屋軒下	若江郡岩田村 (現東大阪市) 百姓又右衛門	銀200目	山田屋善之助	○
嘉永4年(1851) 4月29日 暮六ツ時前	男(0)	?	道修町三丁目 近江屋長兵衛借屋	南谷町 (現中央区) 借屋近江屋寅吉	銀200目	山田屋善之助	○
嘉永4年(1851) 6月4日 暁六ツ時過	男(0)	-	道修町三丁目 近江屋長兵衛借屋	-	-	-	○
嘉永5年(1852) 11月5日 暁六ツ時過	女(0)	女 (5月誕生、10/28死亡)	道修町二丁目 鍵屋弥助支配借屋軒下	渋川郡大蓮村 (現東大阪市) 百姓仁兵衛	銀220目	山田屋善之助	○
万延元年(1860) 7月15日 朝	男(0)	?	道修町三丁目 大和屋清兵衛借屋軒下	豊島郡産所村 (現池田市) 百姓由兵衛	銀300目	-	○
文久元年(1861) 3月23日 暮六ツ時頃	松之助・男 (0)	男 (前年10月誕生、2月死亡)	道修町三丁目 塩野屋清助借屋軒下	川辺郡上之島村 (現尼崎市) 百姓伊之助	銀300目	山田屋和助	○
文久元年(1861) 10月3日 暁六ツ時頃	男(2)	? (6月誕生、9月死亡)	道修町二丁目 鍵屋佐右衛門借屋軒下	武庫郡友行村 (現尼崎市) 百姓万吉	銀225匁	山田屋和助	
明治3年(1870) 9月26日 暮六ツ時前	男(2)	?	道修町三丁目 大和屋清兵衛借屋軒下	天満空心町 (現北区) 紀伊國屋嘉助	金6両	-	○

水帳の最終帳切時期

年		総計	備考
文久	3	1	
慶応	2	2	
	3	7	
	4	2	
明治	元	1	
	2	2	
	3	1	
	4	1	
	5	2	
	6	24	
	7	1	新水帳作成
	8	1	
	9	4	
	10	15	
	11	88	
	12	81	
	1月~2月	(59)	2月三新法施行
	3月~12月	(22)	3月区役所開庁
	13	14	11月町会開設
	14	1	
	(不明)	6	
合計		254	